

一般社団法人地域安全学会

研究費の不正使用防止に関する取扱規程運用にかかる取扱要領

平成 29 年 1 月 21 日 一般社団法人地域安全学会理事会承認

第 1 条（趣旨）

この取扱要領は、一般社団法人地域安全学会（以下、「本学会」という）研究費の不正使用防止に関する取扱規程（以下「規程」という。）第 2 1 条に基づき、研究費の不正使用が生じた場合における措置等に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（定義）

この要領における研究費とは、学会員の会費から一般予算化され企画研究小委員会に執行を付託された研究費、それ以外の団体から本学会が受託し学会員に執行を付託する研究費ならびに国等からの競争的資金による研究費をいう。

第 3 条（最高管理責任者の役割）

規程第 3 条第 1 項に定める最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第 5 条に規定するコンプライアンス推進責任者が研究費の適切な運営・管理が行えるよう、必要な措置を講じるものとする。

第 4 条（統括管理責任者の役割）

規程第 3 条第 1 項に定める統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について本学会全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、基本方針に基づき本学会全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

2 統括責任者は、現場研究者からのヒアリングを実施することで運用実態を把握し、ルールに基づき適切な運用がなされているかを把握し、必要に応じて、ルールの見直しを行う。

第 5 条（コンプライアンス推進責任者の役割）

規程第 3 条第 2 項に定めるコンプライアンス推進責任者は、各研究小委員会、特別委員会における研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行うものとする。

- (1) 自己の管理監督または指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正使用防止を図るため、所管部局等の学会員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 第 2 条に定める研究費を使用する研究を実施する場合には、研究に従事する学会員に対す

る一般的なコンプライアンス教育は、CITI Japan プロジェクトが実施する受講コース「責任ある研究行為：基盤編 Stage 1」又は同等の研究倫理教育の受講修了証を、研究に参画する前に、事務局を通じて提出を求めることによって代えることができる。ただし、CITI Japan プロジェクト又は同等の受講コースを受講できないと判断される会員に対しては、別途、コンプライアンス推進責任者が準備するコンプライアンス教育・研修資料を精読し、読了の確認書の提出を求めることによって代えることができる。

- (4) コンプライアンス教育の一環として、本学会の研究費の不正使用防止に関する取扱規程第7条に基づく監査報告の取りまとめ事例及び第8～20条に基づく告発制度について、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。
- (5) 所管部局等において、学会員が適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

第6条（職名の公開）

最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置いたとき、またはこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

第7条（学会員の責務）

学会員は、「一般社団法人地域安全学会研究倫理規範」（以下「研究倫理規範」という。）を遵守しなければならない。

- 2 第2条に定める研究費を執行し本学会の研究に従事する学会員は、コンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。
- 3 第2条に定める研究費を執行し本学会の研究に従事する学会員は、コンプライアンス推進責任者が、CITI Japan プロジェクトが実施する受講コース「責任ある研究行為：基盤編 Stage 1」又は同等の研究倫理教育の受講修了証を求めた場合には、事務局を通じて当該受講修了証を提出しなければならない。また、第2条に定める研究費を執行し本学会の研究に従事する学会員のうち、CITI Japan プロジェクト又は同等の研究倫理教育を受講できない会員は、別途、コンプライアンス推進責任者が準備するコンプライアンス教育・研修資料を精読し、読了の確認書の提出しなければならない。
- 4 第2条に定める研究費を執行し本学会の研究に従事する学会員は、法令等、本要領、基本方針等を遵守するとともに、これらを遵守することを誓約する書面（以下「誓約書」という。）を提出しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、前2項から4項までの責務を果たさない学会員に対し、研究費に係る申請及び研究費の運営管理に従事することを禁ずることができる。

第8条（不正防止計画の実施・報告）

統括管理責任者は、規程第5条に定める不正防止計画の策定について、最高管理責任者に報告するとともに、コンプライアンス推進責任者に通知するものとする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画に基づき不正使用の防止に努めなければならない。

第9条（取引業者との癒着防止）

取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて取引業者に対し誓約書を求めるなど、癒着防止のための措置を講ずるものとする。

第10条（研究費の不正使用に係る告発）

規程第9条に定める研究費の不正使用に関する告発は、原則として氏名を明らかにして行い、不正使用を行ったとする学会員の氏名及び所属ならびに不正使用の態様、内容及び不正とする合理的な理由を明示するものとする。

- 2 匿名による告発があったときは、学会員の不正使用の内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると認められる場合に限り、これを受け付けるものとする。この場合において、当該告発者に対しての本規程に規定する通知および報告は行わないものとする。
- 3 前2項の告発を受け付けた場合は、速やかに、担当責任者は統括管理責任者に報告する。
- 4 統括管理責任者は、前項に規定する報告を受けたときは、当該告発に係る資料等の検証を行い、速やかに検証内容を最高管理責任者に報告する。

第11条（調査の決定）

最高管理責任者は、前条第4項に規定する報告に基づき、告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）の受付から30日以内に告発等の内容の合理性を確認し、規程第12条に定める調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を研究費配分機関（不正が行われた研究費を本学会に配分した機関をいう。以下同じ）に報告する。

- 2 最高管理責任者は、前項の規定に基づき、調査を実施することを決定したときは、調査の開始を告発者に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて告発者に通知するものとする。

第12条（調査委員会）

最高管理責任者は、前条第2項において調査の実施を決定したときは、研究費の不正使用にかかる調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 委員長が指名する教員 若干名
 - (3) 事務局長
 - (4) 外部の有識者 若干名
 - (5) その他委員長が必要と認めた者 若干名
- 3 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 4 第2項第2号から第5号までの委員は、委員長が委嘱する。
- 5 本学会及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有する者は、第2項第4号の委員になることはできない。

第13条（調査の実施）

最高管理責任者は、前条に定める調査委員会による調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について、研究費配分機関の長に報告し、協議するものとする。

- 2 調査委員会は、調査対象の学会員（以下「対象学会員」という。）に対し、関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
- 3 調査委員会は、学会員に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。
- 4 調査委員会は、必要に応じて、対象学会員に対し、研究費の使用停止を命ずることができる。
- 5 最高管理責任者は、調査委員会が研究費の不正使用の有無等について認定を行い、その報告を受けたときは、対象学会員に対し、調査結果を通知する。

第14条（研究費配分機関への報告）

最高管理責任者は、規程第12条第4項に基づき調査委員会から調査結果の報告を受けたときは、原則として告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる他の研究費における管理・監査体制の状況、再発防止策等を含む最終報告書を、研究費配分機関の長に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を研究費配分機関に提出するものとする。

- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、研究費配分機関に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、調査が終了する前に、研究費配分機関から要請があった場合は、調査の進捗状況及びその時点における中間報告を研究費配分機関の長に提出するものとする。

第15条（研究費配分機関による調査への協力等）

研究費配分機関より、不正使用に係る資料の提出または閲覧、現地調査等研究費配分機関による調査への協力を求められたときは、これに応じるものとする。ただし、調査委員会による調査に支障がある場合など、正当な理由がある場合はこの限りでない。

第16条（公表）

規程第15条に定める調査結果の公表において、公表する内容は、不正使用に関与した者の氏名・所属、不正の内容、当該調査結果の公表時までに本学会が行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを公表しないことができる。

第17条（措置）

最高管理責任者は、第14条による報告の結果、研究費配分機関から不正使用に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、対象学会員に当該額を返還させるものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正使用があったと認められた場合に、対象学会員について、一般社団法人地域安全学会定款及び本要領等に則り、懲戒等の措置を講ずるものとする。
- 3 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずる

ものとする。

第18条（補則）

この要領に定めるもののほか、必要な事項は本学会が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年1月21日から施行する。